

特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について

1. 開催日時及び開催場所

平成 17 年 9 月 13 日（火）14:00～17:00

中央合同庁舎第 5 号館 6 階共用第 8 会議室

2. 審議経過及び結果

平成 17 年 9 月 9 日付厚生労働省発食安第 0909001 号をもって諮問された別紙の品目の安全性及び効果について、食品安全委員会、新開発食品評価調査会において審議を行い、さらに、平成 17 年 9 月 13 日に開催された新開発食品調査部会において審議を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えないと判断された。

番号	商品名	申請会社名	特定の保健の目的に資する栄養成分	保健の用途の分野	食品形態	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	摂取をする上での注意事項	1日当たりの摂取目安量	審議又は報告の扱い※
1	サンスターおいしい青汁	サンスター株式会社	プロッコリー・キャベツ由来のSMCS(天然アミノ酸)	コレステロール関係	清涼飲料水	サンスターおいしい青汁は、血中コレステロール(特にLDLコレステロール)を低下させる働きがあるプロッコリー・キャベツ由来のSMCS(天然アミノ酸)を豊富に含んでいます。コレステロールが気になる方や高めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。医師からビタミンKの摂取について注意するよう言われている方は医師にご相談ください。	160g缶 1日2缶(1回1缶)を目安にお召し上がりください。 900gペットボトル 1回にコップ1杯(約160g)、1日2杯を目安にお召し上がりください。	2
2	キシリッショープラスエフナチュラルミント	明治製菓株式会社	緑茶フッ素	歯関係	チューインガム	本品は、緑茶フッ素を配合しているので、歯の表面を改善し、虫歯の原因となる酸に溶けにくい状態にします。	一度に多量に食べると体質によりお腹がゆるくなる場合があります。	1回に1枚を20分噛み、1日4回を目安にお召し上がりください。	2
3	食物せんいのおいしい水	ハウス食品株式会社	還元タイプ難消化性デキストリン	お腹関係	清涼飲料水	本品は、食物繊維(還元タイプ難消化性デキストリン)の働きにより、お腹の調子を整える食品です。	飲みすぎ、あるいは体質・体調によりお腹がゆるくなる場合があります。飲料水としてご利用ください。	1日1本を目安にお飲みください。	2
4	アミールS 毎朝野菜	カルピス株式会社	ラクトトリペプチド	血圧関係	清涼飲料水	本品は「ラクトトリペプチド」(VPP, IPP)を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。	本品は高血圧症の予防薬及び治療薬ではありません。体質によりまれにせきがでることがあります。その際は医師にご相談ください。高血圧の治療を受けている方、妊娠中又は妊娠している可能性のある方及び腎機能が低下している方は医師とご相談のうえ、飲用してください。	200ml容量:1日1本を目安にお飲みください。 1000ml、2000ml容量:1日200mlを目安にお飲みください。	2
5	ヘルシアウォーターダイエット	花王株式会社	茶カテキン	体脂肪関係	清涼飲料水	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては、飲みすぎるとお腹がゆるくなる場合があります。	1本を目安にお飲みください。 (PET容器入り500ml、缶容器入り480ml)	3

※審議又は報告の扱いは、食品衛生分科会における確認事項の新開発食品調査部会の表の数字である。

新開発食品調査部会
(特定保健用食品に係る安全性及び効果の審査)

			食 品 規 格 の 範 囲	部	分	諮 問 の 有 無
				部 会	科 会	
薬事・食品衛生分科会審議会に諮問する食品規格	食品衛生分科会審議会に諮問する食品規格	1	食品のうち、部会の意見に基づき、安全性や効果からみて慎重に審議する必要があると分科会長が認めるものの安全性及び効果の審査に関すること。	○	○	有
		2	新たな特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品の安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有
		3	既存の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、新たな保健の用途に適するとされるものの安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有
		4	既存の特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、既存の特定の保健の用途との新たな組み合わせを行う食品の安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有
		5	特定の保健の目的に資する栄養成分と特定の保健の用途の組み合わせが既存の特定保健用食品と同一の食品であって、特定の保健の目的に資する栄養成分の1日当たりの摂取目安量、食品の形態又は原材料の配合割合が大きく異なるものの安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有

注)○印は審議、△印は報告を示す。